

令和 6 年 度

山形県内部統制評価報告書審査意見書

山 形 県 監 査 委 員

監 委 第 7 1 号

令和 7 年 9 月 19 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子 殿

山形県監査委員 加 賀 正 和

山形県監査委員 小 松 伸 也

山形県監査委員 柴 田 優

山形県監査委員 海 老 名 信 乃

令和 6 年度山形県内部統制評価報告書の審査意見について

地方自治法第150条第 5 項の規定により、令和 7 年 7 月 11 日付けで審査に付された
令和 6 年度山形県内部統制評価報告書について審査した結果、別紙のとおり意見書を
提出します。

令和6年度山形県内部統制評価報告書審査意見書

第1 審査の概要

1 審査の基準

山形県監査委員監査基準（令和2年山形県監査委員訓令第1号）に準拠して実施

2 審査の種類

内部統制評価報告書審査

3 審査の対象

令和6年度山形県内部統制評価報告書

4 審査の着眼点

- (1) 評価が適切に実施されているか
- (2) 内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか

5 審査の実施内容

山形県内部統制に関する基本方針、山形県内部統制実施要領（令和6年度）、各所属作成の内部統制実施計画書（兼）実施結果報告書及びリスク対応策実施状況評価シート（以下「評価シート」という。）等について、上記4の着眼点に基づき確認するとともに、内部統制推進（評価）部局並びに各所属からの聴取のほか、定期監査等において得られた知見を踏まえ、慎重に審査を行った。

第2 審査の結果及び意見

1 審査の結果

審査した限りにおいて、内部統制評価報告書の評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると認められる。

2 審査の意見

内部統制制度の運用の徹底と更なる充実強化に向けて、以下のとおり意見を付すので留意されたい。

- (1) 各所属においては、所属長が先頭に立って制度の定着に努め、所属職員の意識の向上及び職員間の円滑なコミュニケーションによる情報の共有を図るとともに、日常的なモニタリングを徹底し、評価シートに盛り込まれたリスク対応策が確実に実施されるよう取り組まれない。
- (2) 内部統制推進部局においては、把握した不備の内容とその有効な改善策について、全部局で横断的に共有し活用が図られるよう取り組むなど、不備の発生及び再発の防止に向けて制度の更なる充実強化につなげられたい。また、全ての所属に対し、発生した不備が漏れなく報告されるよう、取組の徹底を図られたい。
- (3) 本制度の実施により、不適正な事務処理の未然防止が図られていると認められるが、評価シートにより把握できなかった不備が複数の所属で散見されることから、その原因を把握し、有効な対応を図られたい。このため、例えば、視認性を高めた分かりやすいチェックリストの作成など、全庁的に共通して活用できるよう取り組むことにより、さらなる制度の浸透と定着に努められたい。
- (4) 人事異動や事務分掌の変更等で、新たに業務を担当した職員が事務に不慣れなこと等により、不備の発生につながっている事例も多くみられる。このため、各所属においては、事務処理にあたり誰もが理解しやすいマニュアル等の整備はもとより、日頃の職場内でのOJTによる習得のほか、財務事務を統括する部局においては、研修機会や指導・助言の充実強化を図るなど、更なる適正な業務執行に向けて努められたい。